

## 平成 28 年度被災住宅再建資金助成事業

### 【制度の概要】

平成28年熊本地震の被災者が、金融機関等から融資を受けて住宅を再建(購入)される場合、100万円を限度に融資額の利息相当額を助成するものです。

### 【対象となる住宅】

- 1 平成 28 年熊本地震で被災し、熊本県内の市町村から「半壊」以上の罹災証明書が交付された人が、熊本県内に住宅を再建するために建設(購入)する住宅。購入する場合は中古住宅も対象とする。
- 2 住宅金融支援機構又は熊本県内に本店を置く金融機関(以下「金融機関等」という。)からの融資を受けて建設(購入)される住宅
- 3 熊本県内に本店を置く工務店等が施工する又は施工した住宅
- 4 平成28年度内に完成見込みの住宅

### 【必要書類等】

- ・被災住宅再建資金助成申請書(所定の様式)
- ・金融機関等から融資を受けられることが分かる書類(融資予約通知書等)
- ・工務店等との工事請負契約書
- ・その他、所定の様式に記載の書類

### 【受付期間】

平成28年10月3日(月)から11月30日(水)までの土日及び祝日を除く日  
時間は、9:00から17:00まで  
郵送の場合は、当日消印有効

### 【対象戸数】

おおむね200戸(事業費約2億円)  
申請多数の場合は、日本財団立会いの下、抽選のうえ決定する。

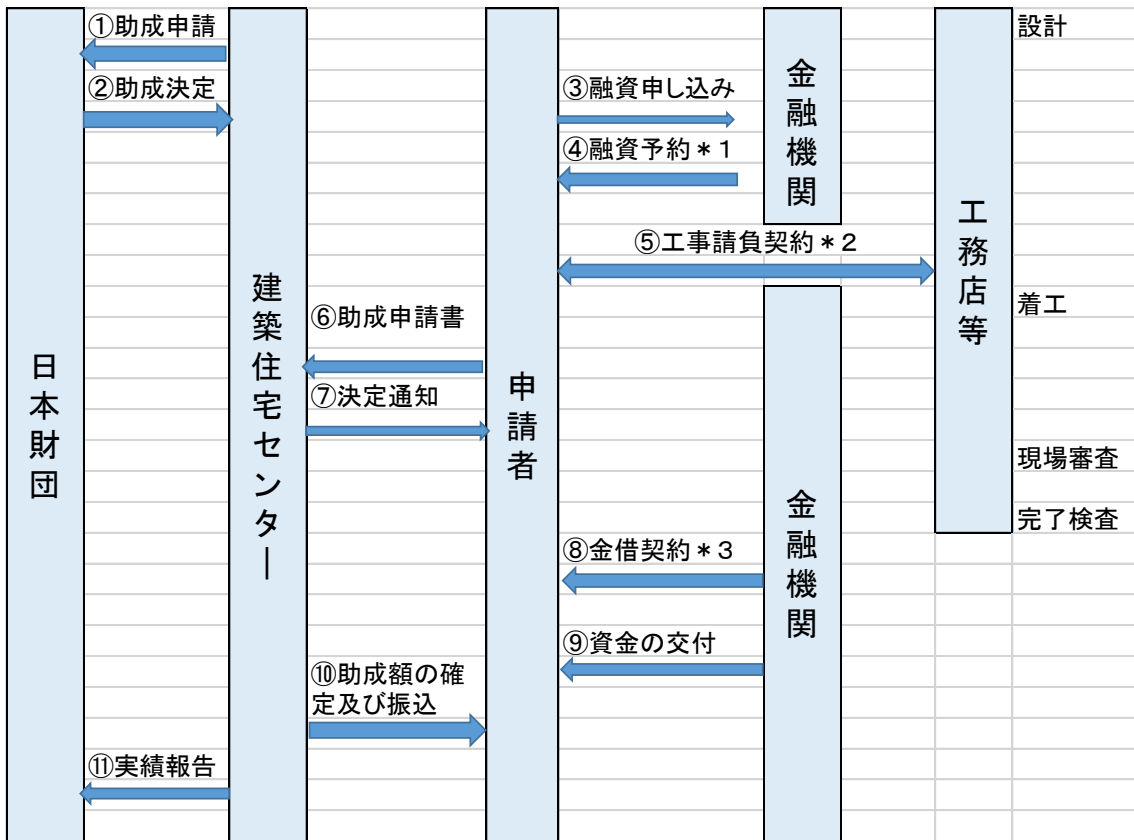
### 【その他】

- ・土地購入に対する融資も対象となる。
- ・既存のローンと合算して融資を受ける場合は、合算した額に対する利息相当額を対象とする。
- ・被災住宅に居住する親等に代わって子供等が建設(購入)するために融資を受ける場合(いわゆる「親孝行ローン」)も対象になる。
- ・日本財団からの助成を受け、平成30年度までの3年間行う予定であり、総額12億円を見込んでいる。

### 【問い合わせ先】

一般財団法人 熊本県建築住宅センター 総務企画課  
〒862-0950 熊本市中央区水前寺六丁目 32-1  
TEL096-385-0771 Fax096-285-6966

**\*事業フロー（建設の場合）**



\* 1 融資予約(承認)通知書や正式応諾書など工事着工が可能な書類の通知。融資金額や返済期間が明記される。

\* 2 請負契約が未締結の場合は、県内に本店のある工務店等が工事を行う旨の確約が必要。

\* 3 金銭消費貸借抵当権設定契約証書 等